

**令和元年度フレイル対策モデル事業における効果検証等に係る業務
委託事業者募集要項**

1 募集の趣旨

本市では、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」及び「第7期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、市内12箇所に設置した地域介護予防推進センター（以下、「推進センター」という。）等においてフレイル（オーラルフレイル）対策を含む介護予防の推進、地域の自主的な介護予防の取組への支援等に取り組んでいます。

こうした中、本市における介護予防事業の充実に向け、高齢期におけるフレイル対策のモデルとなる取組を検討するために、昨年度末に地域で自主的に介護予防活動に取り組むグループ（以下、「自主グループ」という。）を対象とし、試行的にリハビリテーション専門職等との連携による総合的なフレイル対策のプログラムを提供したところです。

本年度の下半期においては、昨年度の結果を踏まえ、本市の行政区の中で最も高齢化率が高く、一方で自主グループの育成・支援が進んでいる東山区の推進センターにおいて、状態悪化傾向にある自主グループ等に対して専門職連携によるプログラム提供などを行い、提供前後の体力測定等による効果検証などの取組を行います。また、こうした取組を通じて、多数の高齢者に対して専門職が効果的に支援を行う方法や体力測定値等を簡易に集約する方法などの検討を進めていきます。

この取組の実施に当たり、体力測定値等の集計などを通じた事業効果の検証や体力測定値等の簡易な集計方法の検討等に関する業務を受託いただく事業者を募集するものです。

2 委託事業の概要

「仕様書」（別紙1）のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

※ 契約締結日は、11月上旬を想定しています。

4 委託料

委託料の上限は、6,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 委託事業者選定の流れ

令和元年10月11日（金）	公募開始
18日（金）	質問受付締切り
23日（水）	質問に対する回答
25日（金）	提出書類受付締切り
29日（火）	書類審査
11月5日（火）	受託候補者の決定

※ スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがあります。

6 応募資格

参加資格者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 法人格を有し、京都市契約事務規則第4条及び第22条の規定に基づく競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 企画書の提出日から選定結果の通知日までの期間に、京都市競争入札等取扱要領第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (4) 本事業の主旨を十分に理解し、委託業務を実施できる規模のスタッフを有し、委託業務を的確に遂行できること。
- (5) 個人情報 の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

7 応募手続等

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

No.	提出書類
1	(様式1) 参加申込書
	(様式2) 実績報告書
	(様式3) 誓約書
2	見積書(様式任意)
3	企画書(様式任意)

(2) 提出部数 正本1セット 写し6セット 合計7セット

※ 資料は書面にて、各1部ずつを1セットとしてまとめ、ダブルクリップ等で仮留めし、7セット分を提出すること。

(3) 提出期限 **令和元年10月25日(金)午後5時**

※ **必着**

(4) 提出場所 〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

(5) 提出方法 郵送又は直接持参のいずれか

(6) 見積書について

見積書については、現段階で想定される測定の実施、効果検証・データ集計・解析、報告書作成費等の全てを含んだ経費内訳とすること。

(7) 企画書について

事業趣旨に沿った内容とし、次の事項を項目ごとに企画書に明記すること。また、企画書には目次を付けるものとする。

① 事業の狙い・基本的な考え方について

・ 本市の今後のフレイル対策・介護予防の推進を見据えた、推進センターにおける体力測定値等の活用方法やそのことにより期待される効果等について記載すること。

② 実施体制及び実施計画について

ア 本事業の実施体制(個人情報の取扱いに係る体制含む)

イ 本事業の実施スケジュール案

③ 実施内容について

ア 測定に用いる機器及び測定支援方法について

イ 測定値等の集計・分析方法について

ウ 体力測定値等の簡易な集計手法等の案について

・現段階で考えられる案を記載すること（ICT等の活用含む）。

④ 今後の展開について

・本事業をどのように介護予防の推進につなげ、全市に展開していくかを記載すること。

8 質疑と回答

(1) 受付期間 令和元年10月11日（金）～10月18日（金）午後5時まで

(2) 質問方法 プロポーザルに関して質問を行う場合は、①団体名、②担当者所属及び氏名、③電話番号、④メールアドレス、⑤質問事項を本文に記載のうえ、電子メールにて「(3) 提出先」に記載のアドレスに送信すること。また、電子メールの件名は、「令和元年度フレイル対策モデル事業に係る業務委託に関する質問」とすること。

※ 電話及び口頭による質問は不可。

(3) 提出先 E-mail: kenkochojukikaku(at)city.kyoto.lg.jp

(京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 宛)

※ (at)は@に置き換えてください。

(4) 回答 原則として令和元年10月23日（水）までに、質問者全員に対して回答します。

9 選定方法

(1) 審査

提出書類を基に、本市が設置する選定委員会により審査を行い、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定します。

(2) 評価基準

「(別紙2) 評価基準」のとおり

(3) 審査結果

選定結果は、郵送又は電子メールにより全応募者に通知します。

(4) 企画書等の無効

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した企画書等を無効とし、選定の対象外とします。

ア 「6 応募資格」に掲げる資格のない者が企画書等を提出した場合。

イ 企画書等に虚偽の内容が記載されていた場合。

ウ 企画書等に記載された当業務に関わる者が、契約締結後に当該当業務に従事できない場合。

ただし、やむを得ない事情があるものとして、本市より認められた場合はこの限りではない。

エ 見積書に記載された金額が、予定価格を超えた場合。

オ 他の応募者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

1 0 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とします。

- (1) 受託候補者決定後、候補者と協議のうえ、業務委託内容及び委託金額について最終決定し、委託契約を締結するものとします。
- (2) 業務委託条件は、本要項に基づく企画書の提案内容を基にしますが、契約段階において、修正を求める場合があります。ただし、提案内容は実現を確約したものとみなします。
- (3) 受託候補者との協議が不調に終わった場合は、受託候補者の選定において、順位の高かった者の順に協議を行います。
- (4) 受託者は本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、本市が承認した場合はその限りではありません。
- (5) 本市は、適宜、進捗状況について評価を行います。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができます。

1 1 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用（企画書作成費、交通費等）は、参加者負担とします。
- (2) 審査の経過等に関する問合せには一切応じられません。
- (3) 提出書類は、返却しません。また、本市の指示に基づく場合を除き、差替え及び再提出には応じません。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- (5) 提出書類については、本審査以外には事業者が無断で使用しません。
- (6) 本市が必要と認めた場合、追加書類を求める場合があります。

1 2 提出先及び問合せ先

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町6 5 番地 京都朝日ビル4階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

担当：野村，清水

電話：(075)222-3419, F A X：(075)222-3416

電子メール：kenkochojukikaku(at)city.kyoto.lg.jp

※ (at)は@に置き換えてください。